

1 最高裁判所庁舎の敷地、対象施設周辺地域

対象施設の敷地	東京都千代田区	隼町4番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	隼町、麴町1丁目1番地、5番地及び7番地、永田町1丁目8番、10番及び11番、永田町2丁目19番、平河町1丁目6番から9番まで並びに平河町2丁目
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 「次の図面」は省略し、その図面を最高裁判所に備え置いて縦覧に供する。2 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。3 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		